

青小ナビ



保護者のための
青河小学校ガイドブック
(平成26年度版)

三次市立青河小学校



学校の所在地

所在地 〒728-0024 三次市青河町580
電話 0824-68-2349
URL aoga-e@city.miyoshi.hiroshima.jp

登校・下校について

- 1 年度当初，登校班会議で通学路の確認，集合場所，集合時刻を決定します。
- 2 登校班ごとに並んで集団登校をします。
- 3 下校時刻（水曜日以外）
 - ・夏期間（4月～10月） 16：30
 - ・冬期間（11月～3月） 16：15
- 4 水曜日は一斉下校です。（15：00 下校）
- 5 第3金曜日には，職員と一緒に通学路のごみ拾いをしながら下校します。（**ピカピカ
クリーン下校**）
- 6 新入生については，入学後，一週間程度は職員が下校指導をします。

服装について

- 1 青河小学校生徒指導規程で定められた制服を着用します。
- 2 体操服 夏用と冬用を着用します。
- 3 帽子
 - ① 登下校においては特に定めませんが，着用するよう指導しています。
 - ② 体育のときは，赤白帽を着用します。
- 4 下履
 - ① 特に定めません。
 - ② 体育の学習に使用します。運動しやすい靴が発育上好ましいです。
- 5 上履
 - ① 校舎用です。原則として白色のもの。
 - ② 体育館使用時に履く，体育館シューズが必要です。

放課後児童クラブについて

放課後の児童の健全な育成を図ることを目標に，隣接する青河町コミュニティーセンター内に放課後児童クラブが設置されています。

このクラブは，放課後の他，長期休業中も利用する事ができます。

詳細については，別紙青河児童クラブ細則等を参照し，コミュニティーセンター内事務局までお問い合わせください。（電話 67-3701）

日課表

読書	8:15～8:25
朝会	8:25～8:35
学級朝会	8:35～8:45
1校時	8:45～9:30
2校時	9:35～10:20
休憩	10:20～10:40
3校時	10:40～11:25
4校時	11:30～12:15
給食	12:15～12:55
休憩	13:00～13:30 (水) 13:00～13:50
掃除	13:30～13:45
きらきらタイム	13:50～14:00
5校時	14:00～14:45
帰りの会	(水) 14:45～14:55
6校時	14:50～15:35 (水) 一斉下校 15:00
帰りの会	(月・火・木・金) 15:35～15:50
下校	(4～10月) 16:30 (11月～3月) 16:15

年間総授業時数

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間	外国語活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	306		136		102	68	68		102	34	34			850
第2学年	315		175		105	70	70		105	35	35			910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35	35	70		945
第4学年	175	90	175	105		60	60		105	35	35	70		980
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	35	70	35	980
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	35	70	35	980

清河小学校の一年間

平成 25 年度の主な学校行事等

	月	主 な 行 事 予 定
一 学 期	4	○就任式・始業式・入学式(4/8月) ○身体測定(4/10水) ○家庭訪問(4/18木・19金) ◇米作り体験学習【モミ播き】(4/19金) ○授業参観・学級懇談会・□PTA総会(4/21日→振替休日4/26金) ○全国学力テスト(4/24水) ○1年生歓迎遠足(4/25木) ○定期健康診断
	5	○交通安全教室(5/1水) □通学路点検(5/7~12日) ◇運動会団体長会議(5/8水) ◇鮎稚魚放流(5/9木) ◇米作り体験学習【田植え】(5/13月) ○学校評議員会・学校関係者評価委員会(5/14火) □PTA環境整備作業(5/17金) ○運動会予行練習(5/22水) ○◇運動会(5/26日→振替休日5/27月) ◇石鱈づくり・炭入れ(5/31金) ○新体力テスト(5/31金) ○中学校合同清掃(5/31金)
	6	◇ほたる祭り参加(6/8土→振替休日6/3月) ○プール掃除(6/4火) ○プール開き(6/11火) ○広響鑑賞(3・4年, 6/24月) ※川地中オープンスクール(6/26水) ○水生生物調査(6/26水) ○授業参観・学級懇談会・□救急救命法講習会(6/27木)
	7	○防犯教室(不審者, 7/12金) □PTA親子研修(カヌー, 7/13土) ○個人懇談(7/18木) □PTA学校懇談会(7/18木) ○終業式(7/19金) ○いきいきキャンプ(7/22月・23火) ○学校関係者評価委員会(7/29月)
	8	□プール開放 ○全校登校日(8/6火) ○奥田元宋・小由女美術館鑑賞(8/6火) □PTA環境整備作業(8/18日) ○校内授業研修会(8/30金)
二 学 期	9	○始業式・校内水泳記録会(9/2月) ○授業参観(9/12木) ◇米作り体験学習【稲刈り】(9/13金) ○敬老会参加(9/16月) ○社会見学(9/20金)
	10	○川地中学校区小中一貫教育公開(10/9水) ○清河小地域公開(10/31木)
	11	◇ふるさと祭り参加(11/3日) ○「学校へ行こう」週間(11/1~7) ○収穫祭(11/19火) ○マラソン大会(11/29金)
	12	□PTA教育講演会・給食試食会(12/3火) ○避難訓練(火災, 12/4水) ◇注連縄作り(12/12木) ○個人懇談(12/19木) ○終業式(12/20金)
三 学 期	1	○始業式(1/7火) ○三次市学力到達度検査(1/17金) ○避難訓練(地震, 1/20月) ○学校評議員会・学校関係者評価委員会(1/20月) ○道徳参観・学級懇談(1/23木) ○漢字検定(1/31金)
	2	○入学説明会(2/7金) ※川地中学校入学説明会(2/14金) ○参観日・学級懇談会(2/27木)
	3	○6年生を送る会(3/7金) ○卒業式(3/20木) ○修了式(3/25火)



服装について

児童が、学校内外の学習活動及び登下校時に着用する服装等については、平成 25 年度から次のようになりました。なお、下線の項目については学校で指導して参ります。

◎ 制服

(上衣)

- ・ 男女とも、黒または紺色系のイートン上衣とする。(シングル・ダブル)



(ズボン・スカート)

- ・ 男子児童は、黒または紺色系のズボン（半ズボン・6分丈ズボン・長ズボン）を着用する。
- ・ 女子児童は、黒または紺色系のスカート（ひだ有りスカート）を着用する。冬季は、黒または紺色系の華美でないズボンやジャージなどの着用を認める。

(シャツ)

- ・ 男子児童は、白色のポロシャツまたはカットシャツを着用する。
- ・ 女子児童は、白色のポロシャツまたはブラウスを着用する。
- ・ 男女ともシャツの裾はズボンまたはスカートの中に入れ、シャツ出しはしない。

(ベスト・Vネックセーター・カーディガン)

- ・ 気候に応じてシャツの上（上衣の下）に着用することができる。
- ・ 黒または紺色系のものを着用する。

※ 6月1日・10月1日を衣替えとし、原則として前後1週間を移行期間とする。

○ 防寒着（ウインドブレーカー、タイツなど）

- ・ 制服を着用した上または下に、防寒着を使用することができる。

○ 帽子・靴下

- ・ 規定はしないが、着用させるようにする。

○ 通学靴

- ・ 通学用の靴は、体育でも使用するので運動しやすい靴とする。
- ・ 雨天時や降雪時は、長靴を使用することができる。
- ・ 靴のかかとは踏まない。

○ 体育着

- ・ 学校で指定した体操服と赤白帽子を着用する。
- ・ 屋内運動場では、指定した体育館シューズを使用する。

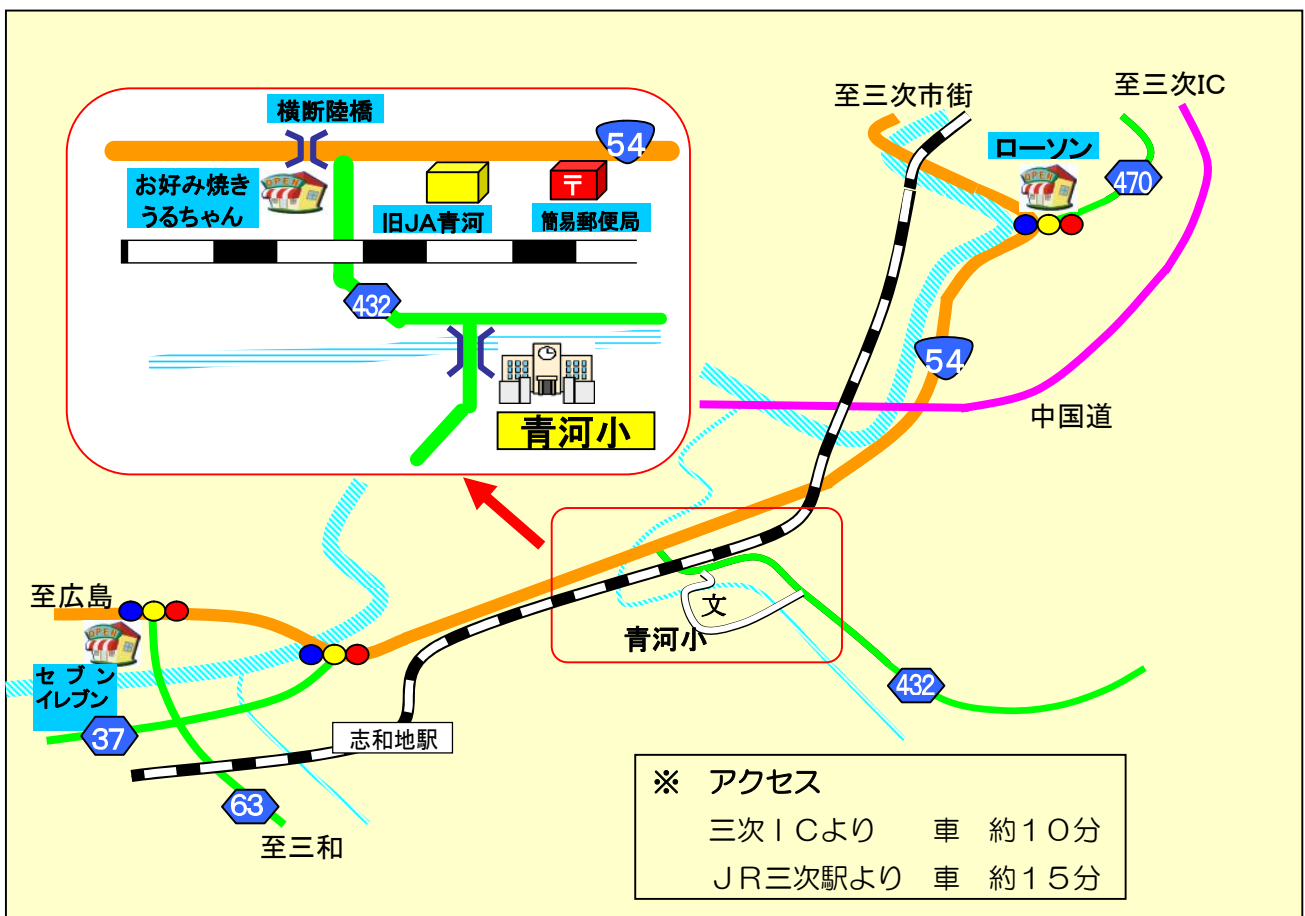
○ 上履き靴

- ・ 原則として白色のシューズを使用する。
- ・ シューズのかかとは踏まない。

青河小学校教室配置図



青河小学校周辺地図



青河小学校 生徒指導規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、青河小学校の教育目標を達成するために制定するものである。児童の人格の完成をめざし、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 全学期を通じて、登下校の時間を守る。

(1) 登校は、集団登校により、8時15分までに登校する。

(2) 下校は原則、通学班ごとに集団下校し、下校時刻を守る。

[夏季：16時30分、冬季：16時15分]

2 登下校は、原則徒歩とし、決められた通学路を通る。横断歩道や陸橋のある場所では、それを利用した横断をする。

3 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

(制服等)

第3条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。学校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服等を正しく着用する。

(1) 服装(上衣)

① 冬服 PTAで決めた服装に準ずる。

② 夏服 PTAで決めた服装に準ずる。

③ 服装の移行 6月1日・10月1日を衣替えとし、原則として前後1週間を移行期間とする。

(2) シャツ

① 白色のポロシャツ、カッターシャツ、ブラウスを着用し、シャツ出しはしない。

(3)ズボン・スカート

① 男子児童は、PTAで決めたズボンに準ずる。

② 女子児童は、PTAで決めたスカート等に準ずる。

(4) ベスト・Vネックセーター・カーディガン

① 気候に応じてシャツの上に着用することができる。

② 黒または紺色系のものを着用する。

2 その他の服装等については、別に定める「青小ナビ」の規程に則る。

3 登下校時は、ランドセルを使用する。

(頭髪)

第4条 学習の妨げにならない髪型とする。髪留めやゴムを使用する際は、安全で華美にならないものにする。

2 染色・脱色等の小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いを持ち、やめるよう指導を行う。

(化粧・装飾)

第5条 次のことを禁止する。

(1) 口紅等の化粧

(2) ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装身具

(3) マニキュア等での爪への装飾

2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡を行い指導する。

(持ち物)

第6条 学習活動に不要な物、携帯電話の学校への持込みは禁止する。

2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡を行い指導する。

(保健室利用)

第7条 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。体調の回復が見込めない場合や保健室利用が度重なる場合は、保護者に連絡し医療機関への受診をすすめる。

(教育相談等)

第8条 学校は、児童、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーやこども応援センター等と連携する。

2 虐待の疑われる場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援にあたる。
(その他)

第9条 部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室に連絡する。必要がある場合は、関係機関と連携する。児童が忘れ物をして取りに来る場合も、職員室に連絡する。

2 学校の施設設備・備品等を破損した場合や発見したときは、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

(外出)

第10条 外出の際は、行き先・目的・帰宅予定時刻を必ず家の人に伝える。

2 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴で出ることを原則とする。

3 ショッピングモール・ゲームセンター・ゲームコーナー・映画館・飲食店などの出入りは、保護者同伴とする。

4 池・川や海で泳いだり遊んだりする時は、保護者同伴とする。

(安全)

第11条 交通のきまりを守る。

2 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶり、整備されている自転車に乗る。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第12条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮して指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 万引き等
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物損壊
- ④ 飲酒・喫煙
- ⑤ その他、法令・法規に違反する行為

(2) 本校のきまり(「学校の約束」等)に違反する行為

- ① いじめ、明らかな暴力
- ② 登校後の無断外出、無断早退
- ③ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言など
- ④ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導)

第13条 特別な指導では、反省指導として説諭や学校反省指導を行う。

(1) 説諭による指導

- ① 口頭による説諭指導

(2) 学校反省指導

- ① 別室による反省指導
〔1～2時間→半日→1日→3日→5日〕
- ② 授業観察による反省指導
〔1日→3日→5日〕
- ③ 奉仕作業による反省指導
〔1日→3日→5日〕
- ④ 教育相談と反省指導を複合した指導
〔スクールカウンセラー・子ども応援センター等〕
- ⑤ 保護者来校による授業観察指導
〔半日→1日→3日→5日〕
- ⑥ 学校と保護者による協議

2 特別な指導は別室において行い、その後、担任・生徒指導主事などが保護者連絡を行う。

3 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。

4 指導上必要な場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

付則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。